札幌市環境影響評価条例(平成11年条例第47号)新旧対照表

札幌市塚境影響評価条例(平成11年条例第47号)新旧対照	X				
現行	改	正	案	備	考
(定義)	(定義)				
第2条 (省略)	第2条 (現行の	とおり)			
2 (省略)	2 (現行のとお	り)			
$(1) \sim (3)$ (省略)	(1)~(3) (現	行のとおり)			
(4) <u>空港整備法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u> に	(4) <u>空港法</u> (昭	31年法律第8	0号) <u>第2条</u> に規定する	規定整備	
規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変	空港その他の	の飛行場及びその施	i設の設置又は変更の事		
更の事業	業				
$(5) \sim (19)$ (省略)	(5)~ $(19)$ (現	見行のとおり)			
3~7 (省略)	3~7 (現行の	とおり)			
第44条 第24条第2項及び第25条の規定は、法第20条	第44条 第24	条第2項及び第25	5条の規定は、法第20	規定整備	
第2項において準用する法第10条第2項の規定により市長	条第2項の規定	により市長の意見を	マ求められた場合につい		
の意見を求められた場合について準用する。この場合におい	て準用する。こ	の場合において、第	第24条第2項中「前項		
て、第24条第2項中「前項の場合において、市長」とあり、	の場合において	、市長」とあり、及び	び第25条第1項中「前		
及び第25条第1項中「前条第1項の場合において、市長」	条第1項の場合	において、市長」と	さあるのは「市長は、法		
とあるのは「市長は、法第20条第2項 <u>において準用する法</u>	第20条第2項	の規定に基づいて非	比海道知事に意見を述べ		
<u>第10条第2項</u> の規定に基づいて北海道知事に意見を述べよ	ようとするとき	」と <u>、第25条第</u> 1	<u>項ただし書き</u> 中「第2		
うとするとき」と、 <u>第25条第1項</u> 中「第21条」とあるの	1条」とあるのり	は「法第18条」と	読み替えるものとする。		
は「法第18条」と読み替えるものとする。					
	2 第24条第2	項及び第25条の規	見定は、法第20条第4	法に基づきる	事業者に対し直
	項の規定により	事業者に対し意見を	と述べる場合について準	接意見を述べ	べる場合の手続
	用する。この場	合において、第24	1条第2項中「前項の場	きについて、	、条例で定める
	合において、市	長」とあり、及び第	<b>写</b> 25条第1項中「前条	手続を準用す	する。
	第1項の場合に	おいて、市長」とあ	らるのは「市長は、法第		
	20条第4項の	規定に基づいて事業	美者に対し意見を述べよ		
	<u>うとするとき」</u>	と、第25条第1項	頁ただし書き中「第 <u>21</u>		
	条」とあるのは	「法第18条」と該	売み替えるものとする。		

行 改 正 案 備 考 現 2 第24条第2項及び第25条の規定は、北海道環境影響評 3 第24条第2項及び第25条の規定は、北海道環境影響 規定整備 価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」とい 評価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」 う。)第23条第3項において準用する道条例第10条第2項 という。)第23条第3項において準用する道条例第10条 の規定により市長の意見を求められた場合について準用す 第2項の規定により市長の意見を求められた場合について る。この場合において、第24条第2項中「前項の場合にお 準用する。この場合において、第24条第2項中「前項の いて、市長」とあり、及び第25条第1項中「前条第1項の 場合において、市長」とあり、及び第25条第1項中「前 場合において、市長」とあるのは「市長は、道条例第23条 条第1項の場合において、市長」とあるのは「市長は、道 第3項において準用する道条例第10条第2項の規定に基づ 条例第23条第3項において準用する道条例第10条第2 いて北海道知事に意見を述べようとするとき」と、第25条 項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとすると 第1項中「第21条」とあるのは「道条例第18条」と読み き」と、第25条第1項ただし書中「第21条」とあるの 替えるものとする。 は「道条例第18条」と読み替えるものとする。